

資料3

対象事業について

(1) 対象事業の種類について

① 現条例の対象事業について

現条例が対象としている事業は 15 種類であり、環境影響評価法と同様に道路や鉄道を対象としているほか、法では対象としてない工場・事業場、産業廃棄物処理場、高層建築物、開発行為に係る事業なども条例は対象としている。他方、横浜市内での実施が考えにくいダムや水力発電所、地熱発電所などの事業は対象としていないなど、横浜市の地域特性に応じて対象事業を設定している。

環境アセスメント制度を導入した昭和 55 年以降、審査実績は 75 件にのぼる。内訳をみると、鉄道及び軌道の建設、廃棄物処理施設の建設、高層建築物の建設事業については審査実績が 10 事業を超えているが、下水道終末処理場の建設、運動施設・レクリエーション施設等の建設、工場団地の造成、流通業務団地の造成事業については実績がない。

表 3-1 対象事業の審査実績

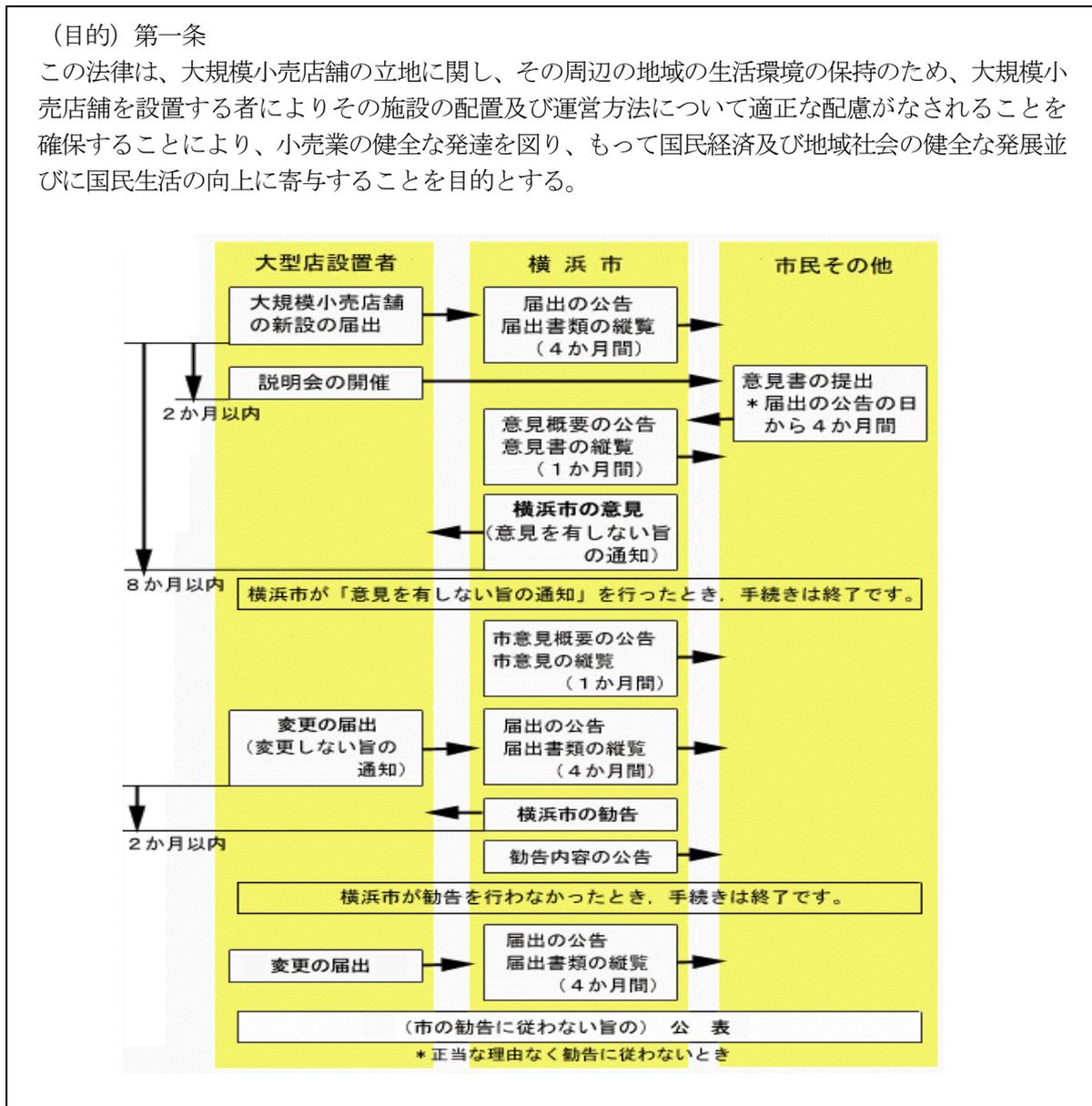
事業の種類	指導指針 (S55～H7)	要綱 (H7～H11)	条例 (H 11～)	法(うち市外) (H11～)	計
道路の建設	4			3	7
鉄道及び軌道の建設	9	2	1	2(1)	14
工場及び事業場の建設	1	3			4
電気工作物の建設				6(4)	6
自然科学研究所の建設			1		1
廃棄物処理施設の建設	3	1	9		13
下水道終末処理場の建設					
飛行場の建設	2	2			4
公有水面の埋立て	3				3
高層建築物の建設		3	9		12
運動施設、レクリエーション施設等の建設					
工業団地の造成					
流通業務団地の造成					
土地区画整理事業	2				2
開発行為に係る事業	5	2	2		9
合計	29	13	22	11	75

② 条例対象以外の事業について

横浜市の条例の対象としていない事業として、神奈川県では取水堰、土石の採取などを対象としている。また、近隣自治体では、住宅団地や商業施設、自動車駐車場、ガス製造所、石油パイプライン、防波堤などを対象としている。

大規模な商業施設や自動車駐車場については、立地に際し周辺生活環境の保持を目的とした大規模小売店舗立地法（平成12年6月施行）の対象になると想定され、事業の騒音、交通などに関する予測評価や市民意見の募集など、環境アセスメントと類似の手続きがとられている。

図3-1 大規模小売店舗立地法（店舗面積が1,000平方メートルを超える店舗を対象）



さらに、横浜市は平成 17 年に横浜市建築物環境配慮制度を定め、建築主に対し省エネルギー対策、周辺のまちなみとの調和や緑化対策などの環境配慮の取組を自己評価して届け出を義務づけ、結果を公表している。平成 22 年には、対象を延べ床面積 5,000 平方メートル以上から 2,000 平方メートル以上に拡大する予定である。このように建築物については、まちづくりの分野においても環境への負荷低減を促す制度が導入されている。

また、新たな事業としては、平成 21 年 4 月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、汚染土壤の適正処理の確保を目的に、汚染土壤処理業についての許可制度が新設されることになった。横浜市では、この法改正等を踏まえた土壤・地下水汚染の規制のあり方についての検討を行っており、審議の中で「汚染土壤処理施設が設置される場所の周辺環境に影響を与えないように、手続上の十分な配慮が必要」との意見が出されている。

③ 見直しの考え方

環境アセスメント制度は、事業の規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としているが、「環境影響の程度」についての認識は、市民意識や周辺状況により一定ではない。そこで、条例施行以降の他法令や社会情勢の変化などを踏まえ、審査実績の無い事業については、今後の横浜市域での実施の可能性について十分情報を収集した上で、その必要性や規模要件の妥当性について検討する必要がある。

なお、見直しにあたっては、他法令による手続きなどについても十分配慮し、手続きなどの重複を避けるため、他の制度に委ねることも検討すべきである。

また、汚染土壤処理施設については、事業が与える環境への影響の程度について十分情報等を収集し、許認可等の手続きとの調整を図りながら、対象とすべきかどうかを検討する必要がある。

(2) 対象事業の規模要件について

横浜市のまちづくりの方針としては、市街化区域については、「都心等では都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、商業・業務施設をはじめとする都市機能の立地、誘導を促進する」、市街化調整区域については、「山林や農地を中心に積極的に保全するとともに、市民が自然に親しむ場として、利活用を図り、基本的には開発を抑制する」、としている。また、緑の保全については、横浜市中期計画（平成 18 年）においても重点施策の一つに掲げており、平成 21 年には、「横浜みどりアップ計画」を策定し、財政面による支援の確保として「横浜みどり税」の導入も行いながら、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつく

る」の3つの分野で様々な取組を進めるとともに、「横浜市生物多様性保全再生指針」を策定し、生物多様性地域戦略策定に向けた取組をしている。

さらに、法制度等についても電気事業法などで規制緩和が進み、電力会社以外の事業者の新規参入が増加している。

現条例の対象事業の規模要件については、これらの横浜市の新たな政策課題や、条例施行以降の社会情勢の変化等を踏まえて、特に、以下の事業については、横浜市の地域特性等に配慮しながら検討する必要がある。

① 開発関連事業について

近年、横浜市では緑地が減少し、1980年には約40%あった緑被率が2004年には約31%まで減少しており、生物多様性保全の観点からも、樹林地等の緑地の保全は非常に意義のあることである。

開発行為については、条例施行後2件のアセスメント実施事例があり、内1件は緑地の開発であった。

これらの状況や横浜市の政策課題を踏まえ、環境アセスメントの手続きにおいても、樹林地や農地など緑地の量的、質的保全を図るため、調整区域等での開発行為に対しては環境アセスメントの適用範囲の拡大を検討すべきである。また、運動施設・レクリエーション施設等の建設、土地区画整理事業、工業団地の造成、流通業務団地の造成など、緑地等の開発が行われる可能性のある事業に関しても同様の観点から要件を検討すべきである。

表3-2 開発関連事業の規模要件

事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
運動、レクリエーション施設等の建設		
第2種特定工作物	市街化区域内 20ha 以上 市街化調整区域内 10ha 以上	15ha 以上 20ha 未満 7.5ha 以上 10ha 未満
都市公園	敷地面積 20ha 以上かつ 形質変更区域面積 10ha 以上	15ha 以上 20ha 未満かつ 7.5ha 以上
工業団地の造成	造成面積 10ha 以上	7.5ha 以上 10ha 未満
流通業務団地の造成	造成面積 10ha 以上	7.5ha 以上 10ha 未満
土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積 40ha 以上 (森林の区域を 10ha 以上含む場合には 20ha 以上)	30ha 以上 40ha 未満 (森林の区域を 7.5ha 以上含む場合には 15ha 以上 20ha 未満)
開発行為に係る事業	市街化区域内 20ha 以上 市街化調整区域内 10ha 以上	15ha 以上 20ha 未満 7.5ha 以上 10ha 未満

表3-3 開発行為の事例

事業名	場所	規模	内容	備考
(仮称) 上郷開発事業	栄区上郷町 市街化調整区域	33.5ha	住宅、共同住宅、 店舗、老人ホーム	都市計画提案
ダイコク・ディストリビューションセンター開発事業	鶴見区大黒町 市街化区域	22.85ha	物流倉庫	工業専用地域 臨港地区

② 高層建築物の建設について

高層建築物の建設については、条例制定後9件のアセスメント実施事例があり、都心部として業務、商業等が高度に集中する市街地で8件、その内5件がみなとみらい21中央地区、1件は副都心であった。

みなとみらい21中央地区では、超高層建築物を誘導するため地区計画で建築物の高さの最高限度が120メートル以上としているにもかかわらず、第1分類事業の要件である高さ100メートルよりも低い建物も建設され、高度利用が進んでいない街区もある。また、高さを押さえつつ延べ面積を確保した場合には、緑地などのオープンスペースが十分に設けられないという課題もある。

このような状況を踏まえ、周辺環境への配慮や土地利用の基本方針などの観点から、計画的なまちづくりが進められている地区での要件等の緩和について検討すべきである。

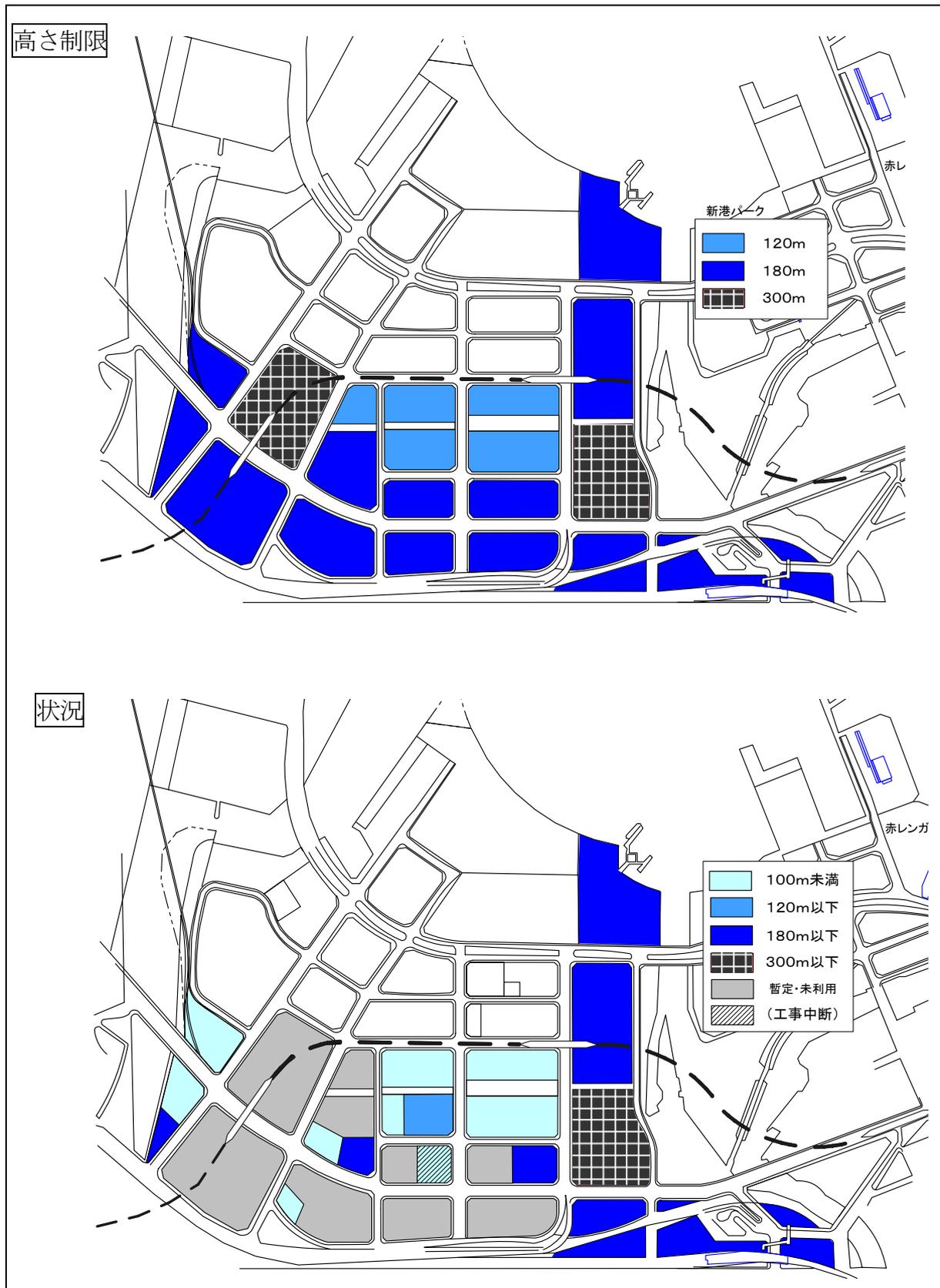
表3-4 高層建築物の規模要件

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
高さ100m以上かつ、 延べ面積5万㎡以上	高さ75m以上100m未満かつ、延べ面積5万㎡以上（高度地区で、建築物の高さの最低限度を14mとして集团的形状で指定した区域で、かつ、建築物の高さの最高限度を75m以上に指定した区域に新築するものを除く。）

表3-5 高層建築物の事例

事業名	規模	備考
横浜山の内開発プロジェクト	120m 18万㎡	都市再生特別地区
(仮称) ヨコハマポートサイドA-3街区開発計画	160m 18.2万㎡	ヨコハマポートサイド地区再開発
(仮称)上大岡C南地区第一種市街地再開発事業	128m 9.7万㎡	市街地再開発事業
北仲通北地区(A地区)再開発計画	200m 27万㎡	再開発等促進地区
(仮称)みなとみらい21地区40街区開発計画	220m 19万㎡	MM地区(住宅)廃止
(仮称)みなとみらい21中央地区42街区開発計画	120m 11.2万㎡	MM地区(業務・商業)
(仮称)みなとみらい21中央地区67街区開発事業	144m 9.3万㎡	MM地区(業務・商業・文化)
みなとみらい2143街区CSKグループ本社ビル建設事業	155m 8.3万㎡	MM地区(業務・商業)廃止
(仮称)みなとみらい21中央地区46街区開発事業	140m 10.1万㎡	MM地区(業務・商業)
(仮称)二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業	96.9m 11.5万㎡	市街地再開発事業 第2分類事業(アセス不実施)

図3-2 みなとみらい21 中央地区の高さ制限及び開発状況



③ 電気工作物の建設について

電気工作物の建設については、火力・原子力発電、及び変電所が対象事業とされており、発電については、電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業、卸供給の用に供する電気工作物と、事業ごとに要件を規定している。

電気事業制度については、1995年から改革が進められ、2000年には電力の小売自由化が始まったのを受け、電力小売に新規参入する企業が増加しており、過去に手続きを行った川崎天然ガス発電所や扇島パワーステーションは、特定規模電気事業者（PPS）に電気を供給する事業である。また、対象事業の規模ではないものの、工場が自家発電の余剰分をPPSに売電することも行われている。

このような状況を踏まえ、対象事業の要件については、事業種ではなく規模で規定することが望ましい。

表3-6 電気工作物の規模要件

事業の種類		第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(1) 一般、卸電気事業の新設	原子力	全事業	—
	火力	出力10万kW以上	7.5万kW以上10万kW未満
(2) 一般、卸電気事業の増設	原子力	出力増大	—
	火力	出力10万kW以上増加	7.5万kW以上10万kW未満増加
(3) 特定電気事業、特定規模電気事業、卸供給の新設		敷地面積3ha以上又は燃料使用量4kℓ以上	2.5ha以上3ha未満かつ3kℓ以上4kℓ未満
(4) 特定電気事業、特定規模電気事業、卸供給の増設		敷地面積3ha以上増加又は燃料使用量4kℓ以上増加	2.5ha以上3ha未満かつ3kℓ以上4kℓ未満の増加
(5) 変電所の新設		敷地面積3ha以上	2.5ha以上3ha未満
(6) 変電所の増設		敷地面積3ha以上増加	2.5ha以上3ha未満増加

表3-7 電気事業制度について

一般電気事業者	一般（不特定多数）の需要に応じて電気を供給する者。現在は、北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)の10電力会社が該当する。一般への電気供給は、一般電気事業者以外が行うことはできないこととなっている。
卸電気事業者	一般電気事業者に電気を供給する事業者で、200万kW超の設備を有する者。（電源開発(株)、日本原子力発電(株)、200万kW以下であるものの特例で認められている「みなし卸電気事業者」として公営、共同火力がある。）
特定電気事業	限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者（六本木エネルギーサービス(株)、諏訪エネルギーサービス(株)が該当）。
特定規模電気事業者	契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者（PPS））。
卸供給事業者	一般電気事業者に電気を供給する卸電気事業者以外の者で、一般電気事業者と10年以上にわたり1000kW超の供給契約、もしくは、5年以上にわたり10万kW超の供給契約を交わしている者（いわゆる独立発電事業者（IPP））。

「経済産業省資源エネルギー庁HP「我が国の電気事業制度について」より

④ 廃棄物処理施設の建設について

廃棄物処理施設の建設については、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設に区分けされ、各々要件が規定されている。

ごみ処理施設については処理能力、最終処分場については埋立面積、産業廃棄物中間処理施設は敷地面積と建築面積、産業廃棄物最終処分場は埋立面積が要件となっている。

環境へ影響を与える要因から考えると、中間処理施設についてもごみ処理施設と同様に処理能力の観点から要件を検討すべきである。検討に際しては、中間処理施設の事業内容は、汚泥脱水、破碎、焼却等と細分化されており、一律に処理能力で規定することは難しいが、地域環境への影響や市民の関心が高い施設については、その事業内容が環境に及ぼす影響の程度も考慮して、規模要件を検討する必要がある。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の平成 15 年の改正により、産業廃棄物処理施設において届出により一般処理施設の設置も可能となったことを踏まえ、区分けについても見直すべきである。

表 3-8 廃棄物処理施設の規模要件

事業の種類	第 1 分類事業の要件	第 2 分類事業の要件
(1) ごみ処理施設の新設	処理能力 200 t / 日以上	150 t 以上 200 t 未満
(2) ごみ処理施設の増設	処理能力 200 t / 日以上増加	150 t 以上 200 t 未満増加
(3) 一般廃棄物最終処分場の新設	埋立面積 3 ha 以上	2.5ha 以上 3 ha 未満
(4) 一般廃棄物最終処分場の増設	埋立面積 3 ha 以上増加	2.5ha 以上 3 ha 未満増加
(5) 産業廃棄物処理施設の新設		
産業廃棄物中間処理施設	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上	7,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満又は 2,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満
産業廃棄物最終処分場	埋立面積 2 ha 以上	1.5ha 以上 2 ha 未満
(6) 産業廃棄物処理施設の増		
産業廃棄物中間処理施設	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上	7,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満又は 2,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満
産業廃棄物最終処分場	埋立面積 2 ha 以上	1.5ha 以上 2 ha 未満

表 3-9 環境目標の達成状況（大気）（平成 20 年度測定結果より）

物質	一般環境大気測定局	自動車排ガス測定局
SO ₂	18/18	
CO		8/8
S PM	20/20	8/8
NO ₂	16/20	3/3
光化学オキシダント	0/19	

表3-10 廃棄物処理施設の事例

事業名称	場所	事業の種類	規模	備考
横浜リ・スタイル (Re-Style)プロジェクト	金沢区鳥浜町 特別工業地区	ごみ処理施設 中間処理施設	敷地面積:8,925 m ² 建築面積:5,353 m ² 処理能力:384t/日	チップ製造施設、RDF製造施設
株式会社テルム中間処理施設設置事業	鶴見区寛政町 工業地域	中間処理施設	敷地面積:20,414 m ² 建築面積:8,735 m ² 処理能力:49t/日他	冷蔵庫等再商品化、破碎施設
光洲エコファクトリー横浜ベイ	神奈川区恵比須町 工業専用地域	中間処理施設	敷地面積:13,741 m ² 建築面積:7,507 m ² 処理能力:736.5t/日他	選別施設、破碎施設、汚泥脱水処理施設等
南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋立事業(仮称)	中区南本牧 準工業地域	一廃最終処分場 産廃最終処分場	敷地面積:16.4ha	公有水面埋立予定地
株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト	鶴見区大黒町 工業専用地域	ごみ処理施設 中間処理施設	敷地面積14,749 m ² 建築面積8,750 m ² 処理能力:1,188t/日他	破碎施設、圧縮処理施設、切断処理施設等
ジー・イーテクノス産業廃棄物処理施設設置事業	神奈川区恵比須町 工業専用地域	中間処理施設	敷地面積:11,460 m ² 建築面積:5,820 m ² 処理能力:100t/時他	選別施設、破碎施設、洗浄施設
(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業	金沢区幸浦一丁目 工業地域	中間処理施設	敷地面積:35,569 m ² 建築面積:11,500 m ² 処理能力:372t/日他	焼却施設、破碎施設、廃熱発電施設
(仮称)JFE環境(株)鶴見エコクリン建設事業	鶴見区末広町 工業専用地域	中間処理施設	敷地面積:13,040 m ² 建築面積:2,495 m ² 処理能力:200t/日	焼却施設、破碎施設、余熱利用設備
焼却灰リサイクル施設建設事業	磯子区杉田五丁目 工業地域	ごみ処理施設	敷地面積:19,000 m ² 建築面積:6,000 m ² 処理能力:約167t/日	焼却灰セメント原料化施設